

# PRESS RELEASE



名古屋証券取引所

名古屋市中区栄 3-8-20 〒460-0008  
Tel 052-262-3171 www.nse.or.jp

平成 20 年 6 月 30 日

各 位

## 6 月社長記者会見

1. 取締役の選任等について <資料 1 参照>
2. 呼値の単位の一部見直しに伴う「業務規程」の一部改正について  
<資料 2 参照>
3. 有事等による取引記録消失時の約定取消しルールの整備に伴う  
「業務規程」等の一部改正について  
<資料 3 参照>

以 上

平成 20 年 6 月 30 日  
株式会社名古屋証券取引所

## 取締役の選任等について

1. 取締役		(主な職業)
	代表取締役社長	畔 柳 昇
	取締役副社長	西 川 聰
<新任>	常務取締役	高 松 明
<新任>	取締役	荒 木 隆 司 (トヨタ自動車(株)顧問)
<新任>	取締役	岡 田 邦 彦 (名古屋商工会議所会頭 J. フロント リテイリング(株)取締役会長)
	取締役	岡 地 敏 則 (岡地証券(株)取締役社長)
	取締役	木 村 茂 (木村証券(株)取締役社長)
	取締役	國 村 道 雄 (名城大学経営学部・大学院経営学研究科教授)
	取締役	長 瀬 吉 昌 (大和証券エスエムビーシー(株)執行役員)
<新任>	取締役	西 松 正 記 (野村證券(株)常務執行役)
2. 監査役		(主な職業)
	常勤監査役	大 井 正 隆
	監査役	安 藤 正 敏 (安藤証券(株)取締役会長)
	監査役	田 中 敬一郎
3. 執行役員		(業務分担)
	代表取締役社長	畔 柳 昇 (最高経営責任者・最高業務執行責任者)
	取締役副社長	西 川 聰 (自主規制グループ統括)
	常務取締役	高 松 明 (業務グループ統括)
<新任>	執行役員	丹 下 雅 博 (総務グループ・営業推進グループ統括)

以 上

## 呼値の単位の一部見直しに伴う「業務規程」の一部改正について

平成 20 年 6 月 30 日  
株式会社名古屋証券取引所

## 1. 改正趣旨

当取引所の立会市場において株券等の呼値を行う際には、当該株券等の 1 株の値段に応じて、当取引所の業務規程に定める値段（以下「呼値の単位」といいます。）をもって行うこととなっております。

近年の取引の高度化・多様化を背景として、細やかな値段での価格形成に対する需要が一段と高まってきていることを踏まえ、当取引所では、投資者の利便性向上を図る観点から、相対的に 1 値刻みの比率が大きい価格帯における呼値の単位の一部を縮小することとします。

これに伴い、業務規程の一部改正を行います。

## 2. 改正概要

## ・株券等の呼値の単位の変更

株券等の呼値の単位について、1 株の値段が 100,000 円を超え 300,000 円以下の場合には 100 円（現行は 1,000 円）に、1,000,000 円を超え 3,000,000 円以下の場合には 1,000 円（現行は 10,000 円）に変更します。

（備 考）

・業務規程第 14 条第 3 項第 1 号

## 3. 施行日

平成 20 年 7 月 22 日から施行します。

以 上

有事等による取引記録消失時の約定取消しルールの  
整備に伴う「業務規程」等の一部改正について

平成20年6月30日  
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

当取引所は、BCP フォーラム「取引所取引専門部会」報告書（平成18年9月公表）における、「証券取引所においては、やむを得ず生じる約定の取消しが必要となる場合の対応策について検討すべきである。」との指摘を踏まえ、有事等の際に、万一、取引記録を喪失し、その復元が困難な場合には、当該約定を取り消すことができるよう、関係諸規則について所要の整備を行います。

2. 改正概要

・有事等による取引記録消失時の約定取消しルールの整備

有事等の際に、万一、取引記録を消失し、復元が困難な場合には、当該約定を取り消すことを可能とし、当取引所上場有価証券に係る約定取消しルールを整備します。

（備考）

・業務規程第13条等

3. 施行日

平成20年7月22日から施行します。

以上